平成２５年（フ）第１５６号
高知市城北町５番24号　南
債務者　杉山　壬張
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５８号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―302号
債務者　福田　健司
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６６９号
札幌市東区北23条東20丁目５番35―102号
債務者　三澤佳央里
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４１号
札幌市東区北32条東１丁目５番１―310号、申立時の住所札幌市東区北34条東５丁目１番20号　ノーブル34―102号
債務者　千葉　雅幸
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９７号
札幌市北区北27条西15丁目２番５号　光マンション202号
債務者　木村　光宏
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９８号
札幌市北区北27条西15丁目２番５号　光マンション202号
債務者　木村　真紀（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４２号
札幌市中央区南15条西14丁目２番27号
債務者　川東　義弘
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２７号
札幌市北区北14条西３丁目１番１―412号、申立時の住所札幌市中央区南９条西６丁目２番２号　伯幸荘
債務者　中塚　久行
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７３号
札幌市西区琴似３条３丁目１番47号　ブランシュール２階Ａ号
債務者　小野　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９３号
札幌市東区北12条東９丁目１番２―112号
債務者　増田　宗夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９７号
札幌市西区琴似２条６丁目１番30―903号
債務者　清田　　瑞
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２８号
札幌市白石区南郷通14丁目南８番13―205号
債務者　下斗米　厚
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５３号
札幌市東区北36条東１丁目５番６号　サン・グレース36―103号
債務者　木村　正美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００８号
札幌市豊平区美園４条３丁目１番28―305号
債務者　西山　慎吾
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２９号
札幌市豊平区豊平２条１丁目１番37号　豊平２条マンションＡ―３号
債務者　山形　保夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３２号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番17―302号
債務者　糸井有希子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
北海道名寄市大通北８丁目３番地17
債務者　木村　和貴
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
旭川地方裁判所名寄支部